

第4回県央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会  
議 事 概 要

平成23年6月28日(火)  
14:00~16:00  
厚木商工会議所

1. 開会

2. 議事

① 「県央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱」の一部改正について

○事務局より、設置要綱(案)について、資料1を説明  
案のとおり承認された。

② 会長選出について

○神奈川運輸支局長萩原邦男が会長選任された。

会長挨拶

・3/11東日本大震災被災者へ心よりお見舞い申し上げます

・昨年3/29の第3回県央地区タクシー協議会にて、地域計画が策定され県央地区の法人事業者、個人事業者から特定事業計画の認定申請をいただき、8/19に認定された。現在、認定を受けた特定事業に鋭意取り組んでいただいている。

・取り組み状況や効果について、皆様に示せるデータをそろえるため、この時期の開催となった。

・県央交通圏のタクシー利用者の利便向上、タクシーの地域貢献、乗務員の労働環境改善について、委員の皆様より活発な意見をいただき、タクシーが公共交通機関として、更に機能を発揮できるよう、本日の協議会を運営していきたいと思う。

③ 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進状況について

○認定特定事業の進捗状況について、事務局より説明

○事業再構築の進捗状況について、事務局より説明

会 長 | 県央交通圏は、適正車両数の上限に入っているが、資料3からは事業再構築に取り組んでいる事業者と取り組んでいない事業者間で差があり不公平であると思われるがいかがか？  
不公平感をぬぐうためには、タクシー協会等からタクシー新法や地域計画の趣旨を各事業者に説明し理解をいただくことが必要だと思う。また、行政側も側面から支援していくことが必要ではないか。

事務局 | 会長の言うとおりに、事業者間の不公平感の解消については行政に向けられている。4/13に特定地域におけるタクシー事業者の経営状況等に関する調査・監査の実施についてという通達が発出され、協力いただけない事業者に対して調査を行い、ヒヤリングをしていくこととなっている。先般、神奈川県内の事業再構築等に対して協力いただけない事業者に対して、調査書の送付を行った。調査の結果、適正でない事業を行っている事業者については、監査部門へ状況を報告する。法令上違反があれば監査を行ってもらう。それが側面からの支援になるのではないかと考える。

委 員 | 地域計画策定の議論を行っていた時から、需給のアンバランスが問題と思っていた。しかし

会長

行政は適正化については直接指導せず、業界が自主的に行っていくことといていたので、適正化については正面から議論されず、活性化を推進していくとなった。今回の説明からはその時と違和感があるが、今回は中間報告なので今後の推移を見させていただきたいと思う。適正化については、個々の事業者が考えていく必要があるというスタンスは変わっていない。調査については、タクシー新法の付帯決議の内容であり、調査を行い、場合によっては監査部門に通知することとなっている。

○タクシー事業活性化に向けた取り組み状況について、事務局より説明

委員

事業者では、ドラレコ・車内カメラの設置が済んでいる。またアイドリングストップ・接客の向上・運転者の安全教育等行っている。その中でも社内カメラについては、社内カメラ設置車と明示することにより、犯罪が起きない状況にしている。

平塚市では平塚駅北口南口、西口、厚木市では本厚木北口に防犯カメラの設置をいただいている。ぜひ他の自治体でも協力をいただき安全・安心の輸送を心がけたいと思っている。

また、県央交通圏は266両の減車・10.6%の削減を達成した。その効果により昨年の10～12月間において、日車營收も2.2%・1230円ほど効果があったと見込みを出している。しかし震災によりマイナスとなってしまったが、事業者としても接客向上や安全教育を重点的に行い、EVタクシーやUDタクシーにより客の取り組みを行っていきたく考えている。

減車については、県内唯一目標に達した地域であるが、全く減車していない事業者もあり、不公平感を持っている。ぜひ今後も指導賜りたいと考えている。

委員

藤沢では、藤沢市に協力いただき5月16日より藤沢駅南口でショットガンを開始させていただいた。減車を各社努めているが、まだまだ待機車両が路上にあふれている状況がある。事業者が減車したり、稼働の方法を考えて努力する必要があるが、どうしても事業者だけでは解消できない問題があり、今回、協力をいただき、やっと藤沢駅南口で開始出来た。しかし待機車両問題が解決できていない地域もあるので、今後も皆様からの協力をいただきながら解決する方法を考えたい。

会長

特定事業計画の認定数について少ないと感じるかもしれないが、認定を受けていない事業は行わないということではなく、主として取り組む事業について認定を受けているということであるので承知おき願いたい。

○今後の進め方について、事務局より説明

会長

まとめると、県央地区の今後の取り組みとしては、事業者各位が適正化に軸足を置き、労働条件の改善に努め、若者が魅力ある職場と感じる取り組みをさらに進めていく。適正化を進めていくためには事業者間の不公平感を解消する必要があり、その手法としては、運輸支局が適正化に協力しない事業者に対して、経営状況の調査・ヒアリングを実施することが必要不可欠であると考え。そして次回協議会開催に向けて事業者各位がさらなる適正化・活性化に取り組み、その効果が数字に反映され、かつタクシー利用者が満足するサービス事業を推進していくことが必要。

④その他

事務局

次回開催は、23年度末を予定している。

#### 4. 閉会

(配布資料)

議事次第

委員名簿

配席図

資料 1 県中央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（案）

資料 2 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性階の推進について

資料 3 特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況

参考資料 1 特定地域におけるにおける一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案に対する付帯決議

参考資料 2 県中央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画